

第410回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和5年1月20日(金) 10:00～10:12

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、皆さん、おはようございます。

　ただいまから「第410回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

　本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　総務課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

　本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

　第1部については、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

　なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

　第2部の議事については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

　念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

（異存：なし）

　それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

　ありがとうございました。

　それでは、議題の1「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、田中総務課長から御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　資料3を御覧いただけますでしょうか。「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」、ということでございます。

以下に記載する申請者から、1月17日及び18日付で経済産業大臣宛てに申請がありまして、資料3-1のとおり経済産業大臣から意見の求めがあったということでございます。これらに対する回答について御検討いただくものでございます。

資料の71行目を御覧いただきますと、「電気」につきましては、既に特例認可等を実施中である各期限のものについては、それぞれ1か月延長するということで、89行目にあるとおり、新たに2月検針分の電気料金については、支払期限を1か月延長するというものでございます。

「ガス」についても同様でございます。

先月と同様ということでございますが、4. にございますとおり、本申請につきましては、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えられるということで、これを踏まえまして、資料3-2のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可等をするに異存はない旨、経産大臣に回答することとしたいというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局から御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「一般送配電事業者による託送供給等約款の認可申請に係る審査結果について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      それでは、資料4につきまして、御説明いたします。

本年4月から、新たな託送料金制度（「レベニューキャップ制度」）が導入されることとなっております。本委員会及び料金制度専門会合におきまして、各一般送配電事業者が算

定した収入の見通しに関しましては、昨年7月に提出された内容を検証し、結果、12月に承認申請がなされ、12月23日付で経済産業大臣から承認がなされました。

その上で、昨年12月27日付で託送供給等約款の認可申請が出されまして、1月5日付で経済産業大臣から本委員会に意見を求められたものです。

ここまでは、前回、御報告したところです。

これを踏まえて、当該認可申請の内容が妥当なものかどうかということについて、費用配賦及び費用配賦を踏まえたレートメークについては、料金制度専門会合において審査するとしておりました。また、その他の変更内容については、本委員会において審査することとしておりました。

今般、その審査結果について御報告させていただいて御確認いただくとともに、経産大臣への回答について御審議いただければと思います。

「経緯、概要」については、先ほど申し上げたとおりであります。

1 ページ目、最後のパラグラフですけれども、本年1月19日の第32回料金制度専門会合におきまして審議が行われまして、ここに掲げられているような結果を整理しております。

この認可申請については、「収入の見通し」を超えない額の収入を基礎として算定がなされており、問題がないことが確認された。適切に費用の配分も行われている。需要等の推計も行われている。料金メニューの設定が妥当であり、問題がないことが確認されたということであります。

具体的な審査結果については、別添2ということで、料金制度専門会合の資料を添付しておりますので、御参照ください。

それから、本委員会において議論する内容としましては、※に書かれている「一般規程の変更」であります。それぞれの内容につきましては、前回の本委員会で概要を御説明したところであります。

審査結果につきましては、詳細は別添3-2に掲載しております。

別添3-2でございますが、これは料金関係も含めて書いておりますけれども、まず料金関係につきまして、1つ目の項目ですが、料金制度専門会合において問題ないことが確認されております。それから、2番目のところで、「申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者は、託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」という点につきましては、一般規程の変更につきまして、1～6でそれぞれ理由を書いておりますけれども、その項に照らして問題がないというふうに考えております。

それから、3項～6項についても同様に各規定については、問題がないと考えております。

ということで、冒頭に戻っていただきまして、一般規程の変更につきましても、事務局の検証の結果について確認いただければ、いずれも適合していて問題はないという結論になるのではないかと考えております。

ということで、この10社からの認可申請について、事務局としては問題ないと考えておりますけれども、内容について確認、御審議いただければ幸いです。

「今後の見通し」といたしましては、御確認いただければ、本委員会における意見を取りまとめまして、別添1のとおり、経済産業大臣に本委員会としての意見を回答する、要すれば問題ないということで回答するということになります。

その後、経済産業大臣が申請の認可を行いました場合は、一般送配電事業者は、規定に基づきまして託送供給等約款を公表するという運びになります。

ということで、レベニューキャップ制度に基づく託送料金審査の、委員会としての最後の段階の審査になりますけれども、御確認、御審議いただければ幸いです。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。——ございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

ありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局（案）のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長      事務局から1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に3件、書面開催を行っております。「一般ガス導管事業の供給区

域の変更認可について」につき、1月13日付で許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

また、一般送配電事業者関係の議案について、事務局（案）のとおり、今後の対応について決定をしております。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——